

人材育成会議規則

制 定 令和7年3月25日 核研規則第3号

(設置)

第1条 フュージョンエネルギー・イノベーション戦略（令和5年4月14日統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、フュージョンエネルギーに携わる人材を戦略的に育成することを目的として、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）に人材育成会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、人材育成に関する活動を立案し、機動的に推進する。なお、会議における検討状況は、適宜科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会核融合科学技術委員会及び原型炉開発総合戦略タスクフォースへ報告し、助言等を求めるものとする。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究所の研究教育職員 若干名
- (2) 研究所外の有識者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じたときは、必要に応じて補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 会議に議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会議は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会には、委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、研究開発戦略官（核融合・原子力国際協力担当）付の協力を得て、管理部研究支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

3 この規則の施行に伴い、核融合科学研究所運営会議人材育成・アウトリーチ委員会規則（令和6年核研規則第1号）及び核融合科学研究所運営会議人材育成・アウトリーチ委員会スクーリング・ネットワーキング専門部会設置に関する申合せ（令和6年人材育成・アウトリーチ委員会決定）は、廃止する。